

令和 7年 4月 1日

常勤換算による職員配置実施希望届出書

船 橋 市 長 あて

住 所 千葉県船橋市藤原8-17-2

商号又は名称 社会福祉法人 千葉県福祉援護会
船橋市法典地域包括支援センター

代表者職氏名 理 事 長 繁 田 高 広

令和 7年 4月 1日に締結した船橋市地域包括支援センター業務委託契約について、職員配置数を常勤職員で満たすことができない状態が見込まれるため、下記のとおり常勤換算による職員配置の実施を希望します。

1. 常勤換算対象職員

法人における常勤の従業者が 勤務すべき1週間当たりの時間数		37.5時間		
1	氏名		職種	保健師
	勤務時間数	30時間	勤務日数	4日
2	氏名		職種	社会福祉士
	勤務時間数	7.5時間	勤務日数	1日
3	氏名		職種	
	勤務時間数	時間	勤務日数	日
常勤換算対象職員の1週間 当たりの合計勤務時間数		37.5時間		
開始時期		令和 7年 4月 1日		

【記入要領】

- ・職種は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（いずれも準ずる者を含む。）のいずれかを記載すること。
- ・勤務時間数及び勤務日数は、常勤換算対象職員の1週間当たりの時間及び日数を記載すること。
- ・常勤換算対象職員の1週間当たりの合計勤務時間数は、受託法人における常勤職員の1週間当たりの勤務時間数を下回ってはならない。
- ・1人工分を上記の欄を超える人数で配置する場合は、この様式を複写して4人目以降を記載し、提出すること。

2. 常勤職員で満たすことができないと認められる状況の説明

当初、週 5 日勤務の常勤職員を配置することを想定していたが、外部からの職員募集及び法人内部での異動による配置が困難な状況であった。そのため、勤務日数が週 4 日の保健師及び週 1 日の社会福祉士を配置し 1 人工とする。